

議案第7号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(給油作業等の制限)

第7条 空港における航空機の給油又は排油の作業は、次の各号に掲げる場合には、行なってはならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 航空機及び給油装置が電氣的に接続していないとき。

(5) 略

(土地等の使用)

第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条又は第4条の2第1項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(権限の委任)

第20条 この条例（次条及び第22条第1項を除く。）に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、

(給油作業等の制限)

第7条 空港における航空機の給油又は排油の作業は、次の各号に掲げる場合には、行なってはならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 航空機及び給油装置が電位零以外の地点に接地しているとき。

(5) 略

(土地等の使用)

第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(権限の委任)

第20条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の

別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(公共施設等運営権を設定する場合の特例)

第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に空港の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。

2 前項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

- (1) 空港の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、空港の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

2 前項の業務を行うため、この条例（前条及び前項を除く。）の規定に基づく知事の権限は、第20条の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。

第23条 前条第2項に規定する場合には、第4条又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。

2 前項の場合においては、第16条及び第17条の規定は適用しない。

3 運営権者は、第1項の料金を減免し、又は返還することができる。

(規則への委任)

(規則への委任)

第24条 略

第21条 略

第2条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(運用時間内の空港の施設の利用の<u>届出等</u>)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 知事は、前項の者に対し、航空機による空港の利用について</u> <u>空港管理上必要な指示をし、又は条件を附することができる。</u></p> <p>(運用時間外の空港の施設の利用の許可等)</p> <p>第4条の2 空港の運用時間外に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、<u>前条第1項各号</u>に掲げる事項を明らかにして、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(運用時間内の空港の施設の利用の<u>届出</u>)</p> <p>第4条 略</p> <p>(運用時間外の空港の施設の利用の許可等)</p> <p>第4条の2 空港の運用時間外に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、<u>前条各号</u>に掲げる事項を明らかにして、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p>

2 略

(土地等の使用)

第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(制止又は退去の命令)

第19条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 第4条第1項又は第4条の2の規定に違反して空港の施設を利用した者

(2) 第4条第2項の規定による指示又は条件に違反して空港の施設を利用した者

(3) 略

2 略

(土地等の使用)

第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条又は第4条の2第1項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(制止又は退去の命令)

第19条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 第4条又は第4条の2の規定に違反して空港の施設を利用した者

(2) 略

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

第23条 前条第2項に規定する場合には、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。

2・3 略

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

第23条 前条第2項に規定する場合には、第4条又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。